

豊橋市建築物等における木材の利用の促進に関する方針

第1 趣旨

豊橋市は東三河流域の森林から大きな恵みを受けている。その森林の多くは伐期を迎えた人工林で、木材価格の低迷や出材経費の高騰などから放置される状況となっている。木材の利用を促進することは、間伐等の促進や林業、木材産業の活性化につながり、ひいては森林の公益的機能を高めることになる。この方針は、豊橋市内の建築物等の整備における積極的な木材利用を促進するため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号、以下「法」という。)」第12条第1項の規定に基づき、国の「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針(令和3年10月1日策定)」及び愛知県の「木材利用の促進に関する基本計画(令和4年4月1日策定)」に即し、豊橋市の建築物等における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項、公共建築物等における木材の利用に関する目標の他、木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

第2 目的

市内の建築物等への木材利用の促進を通じ、木のもたらすやすらぎと温もりのある快適な生活空間を市民に提供するとともに、東三河流域の林業、木材産業の振興を推進し、健全な森づくりの実現及び炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現等に資することを目的とする。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造・木質化の推進

愛知県、豊橋市、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者、その他事業者及び市民が一体となって、県産木材をはじめとする木材の利用が市内全域に広がることを目指し、建築物等において木造・木質化を促進する。

2 木材利用の普及啓発

木材の利用について広く市民の関心と理解を深めるため、木材利用促進の日(10月8日)及び木材利用促進月間(10月)を中心に、木材利用の意義やその効果について積極的に市民へ普及啓発を行う。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

(1)建築物木材利用促進協定制度の周知

建築物における木材利用の取組が進展するよう、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知に努める。

(2)建築物木材利用促進協定の締結

事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法及び本方針に照らして適当なものであるかを確認のうえ、締結する。

(3)建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容を公表する。さらに、協定の取組を促進するため、協定締結者に対し、活用出来る支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組状況を情報発信する。

4 公共建築物

この方針における公共建築物は、市内に整備される法第2条第2項各号に掲げる建築物のうち、市が整備する公共の用又は公用に供する建築物で広く市民の利用に供される公共性の高い建築物とする。

5 市の責務

市は、法第5条に規定する市の責務を踏まえ、自ら率先してその整備する公共建築物において木材の利用に努める。

第4 公共建築物等における木材の利用に関する目標

1 公共建築物の木造化

公共建築物を整備する場合は、建築基準法その他法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の建築物（高さ13m以下かつ軒高9m以下で、延べ面積3,000㎡以下）について、木造化することが困難あるいはなじまない場合を除き、原則として木造化を図る。また、木造化が困難であるものについては、木造と非木造の混構造の採用も積極的に検討する。

2 公共建築物の木質化

公共建築物を整備する場合は、直接市民が利用する機会が多い部分を重点に、木質化が適切と判断される場合、内装等の木質化を推進する。

3 使用する木材の産地

木造化・木質化に際して使用する木材は、原則国産材とする。特に東三河流域の山林から素材生産された木材等が利用できる場合は、優先的に利用する。

4 公共建築物以外への木材利用

公共土木工事における工作物及び工事用資材、施設における机、椅子等の備品及び室名プレート等の消耗品、木質バイオマス活用など建築物以外への木材の積極的な利用に努める。

第5 その他木材の利用の促進に必要な事項

1 愛知県・関係団体等との連携

市以外の者が整備する建築物においても積極的に木材が利用されるよう、愛知県や林業・木材産業団体、建築関係団体及び大学等と連携し、木材の利用の促進を幅広く呼びかける。

2 建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備においては、広く市民の利用に供される公共の場で木材を利用することの効用を十分に理解し、市民に好印象を与えるような木材の使い方に心がけるとともに、次の事項に留意する。

(1)設計上の工夫により、維持管理コストの低減を図るものとし、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含む、ライフサイクルコストについても十分留意すること。

(2)備品や消耗品の購入については、購入コスト、木材の利用の意義や効果を総合的に判断すること。

(3)暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努め、またその際には、燃料の調達に要するコストのほか、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮すること。

適用

この方針は、平成25年2月1日から適用する。

附則

この方針は、令和5年2月28日から適用する。